

オンラインツールの利用等

- 国税庁においては、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでおります。
 - 令和7事務年度から（※1）、調査等を実施する際に、必要に応じてオンラインツール（インターネットメール、Web会議システム（Microsoft Teams）又はオンラインストレージサービス（PrimeDrive））（※2）を利用することを予定しております（※3）。この取組は、税理士業務におけるデジタルの活用にも資するものと考えておりますが、利用に当たっては一定の手続を行っていただく必要があります。
 - また、帳簿書類等に係る電子データの提供を受ける場合には、電子データの国税当局の取扱いについて納税者へ丁寧に説明等を行う取組を実施する予定です。
- ※1 国税庁では、令和7年9月からデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるガバメントソリューションサービス（GSS：https://www.digital.go.jp/policies/gov_solution_service）を順次導入予定です。
- ※2 オンラインツールの利用に当たっては、納税者・税理士からオンラインツールの利用に関する同意事項等を、Microsoft Formsにより、ご登録いただく必要があります。
- ※3 大規模法人については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、Web会議システム等のオンラインツールを利用した調査対応を要請されるケースが多く認められたことから、令和5年7月から、調査等におけるオンラインツールの利用を試行的に実施しています。詳細は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/users/hojin/daikibo_hojin.0022010-068.htm）を御覧ください。

調査等におけるオンラインツールの利用について

納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、納税者の皆様のご理解を得ることを前提として、税務調査、行政指導、又は書面添付制度に係る意見聴取（以下「調査等」といいます。）を実施する際、必要に応じてオンラインツール（インターネットメール、Web会議システム又はオンラインストレージサービス）を利用します。

インターネットメール

調査等担当者



国税局・税務署

専用のメールアドレスを利用



納税者・関与税理士



納税者等

※ 事前通知後の連絡（例：調査等の際に準備していただく資料の依頼）からインターネットメールを利用
（事前通知について、現状のとおり原則口頭により実施）

面談

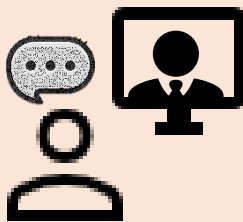
Web会議システム（Teams）で概況聴取（質問・回答）等の面談（ヒアリング）を実施

調査等担当者



国税局・税務署

【Web会議システム】



納税者等

データの受渡し

インターネットメールやe-Taxのほか、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）を利用してデータの受渡し



納税者等

データ



インターネットメールなど

調査等担当者



国税局・税務署

オンラインツール利用の流れ

調査等担当者

納税者・関与税理士



国税局・税務署



利用の意思あり

① メール利用の意思確認

② 同意事項やメールアドレスの登録等



Forms

③ テストメール送信

③ テストメール受信

④ 電話によるテストメールの受信状況確認

① メール利用の意思確認

納税者の利便性向上や税務行政の効率化が図られる場合には、調査等担当者は、納税者等へメール利用の意思を確認し、利用の意思がある場合は同意事項やメールアドレスのFormsへの登録等について説明します。

② 同意事項やメールアドレスの登録等

納税者等は、Formsにより、同意事項やメールアドレスの登録等を実施します。

③ テストメール送信とテストメール受信

調査等担当者から納税者等が登録したメールアドレスに対しテストメールを送信します。

④ テストメールの受信状況確認

調査等担当者は、納税者等へテストメールが届いていることを電話で確認します。

帳簿書類等に係る電子データの提供を受ける際の対応

- 国税庁においては、効率的に調査を進める観点から、納税者の皆様のご理解・ご協力のもと、臨場前も含め帳簿書類等に係る電子データの提供をお願いしています。
- 今般、貴会からのご要望も踏まえ、電子データの取扱いにおける情報保護の重要性に鑑み、帳簿書類等に係る電子データの提供を受ける場合には、当該電子データの国税当局における取扱いを記載した文書を交付（又はその内容を口頭・メールで説明）する取組を実施します。

【対応イメージ】

調査等担当者



国税局・税務署

納税者・関与税理士



- ① 帳簿書類等に係る電子データの提供を依頼
- ② 提供を受けた電子データの国税当局における取扱いを記載した文書を交付（又はその内容を口頭・メールで説明）

- ③ 帳簿書類等に係る電子データを提供

※ 調査等において、e-Taxやオンラインストレージサービスにより電子データの提供を依頼する場合も、取扱文書の内容を口頭で説明する、又は臨場した際に取扱文書を交付する。

電子データの提供を受ける際に説明する内容は、主に次のとおりです。

- ・ 国税職員には、調査等で取得する電子データについて守秘義務が課されており、漏洩した場合には罰則の対象となること。
- ・ 国税庁では、情報セキュリティに関する規則を定め、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みを構築していること。
- ・ 提供を受けた電子データは、国税庁が定めた規則に基づき厳重に管理し、保存期間の満了後、確実に消去すること。

(参考) 令和5年7月から実施している大規模法人を対象とした取組

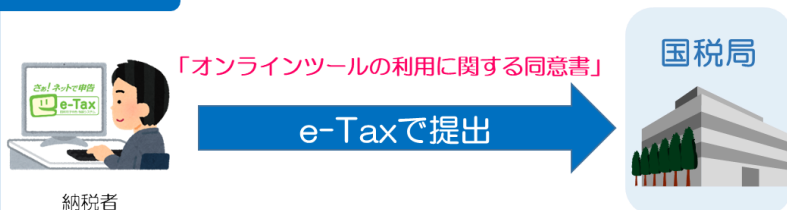
大規模法人を対象に令和5年7月から開始

令和6年7月
国税庁・国税局

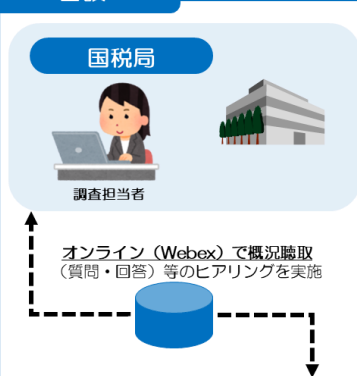
調査等におけるオンラインツールの利用（試行）について

納税者の皆様の理解を得ることを前提として、大規模法人を対象に調査又は行政指導におけるオンラインツールの利用を試行的に実施しています。

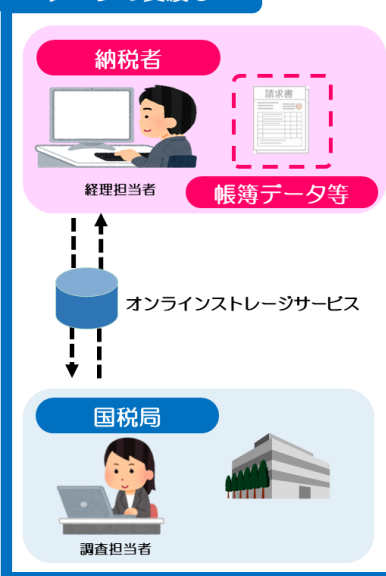
事前準備



面談



データの受渡し



国税庁
法人番号 7000012050002

概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、対面機会を抑制することを目的に、Web会議システム等のオンラインツールを利用した調査対応を要請されるケースが大企業を中心に多く認められておりました。

このため、税務行政のDXの推進の観点からも、納税者の皆様の理解を得ることを前提として、大規模法人を対象に、調査又は行政指導におけるオンラインツールの利用を試行的に実施しています。

Q1：いつから試行しているのですか。

A：令和5年7月から試行を開始しています。

Q2：調査の試行の対象となる大規模法人とは。

A：国税局調査部及び沖縄国税事務所調査課が所管する法人の皆様となります。

Q3：「オンラインツールの利用に関する同意書」とは。

A：調査又は行政指導におけるオンラインツールの利用に当たっては、インターネット利用のリスクも含め、納税者の皆様の理解を得て進めることを前提としておりますので、「オンラインツールの利用に関する同意書」（以下「同意書」といいます。）の記載内容についてご同意いただくとともに、オンラインツールの利用の際に使用するメールアドレスをご提供いただくものです。

なお、同意書につきましては、必要事項を入力後、e-Taxによりご提出をお願いいたします。詳しくは調査担当者にお尋ねください。



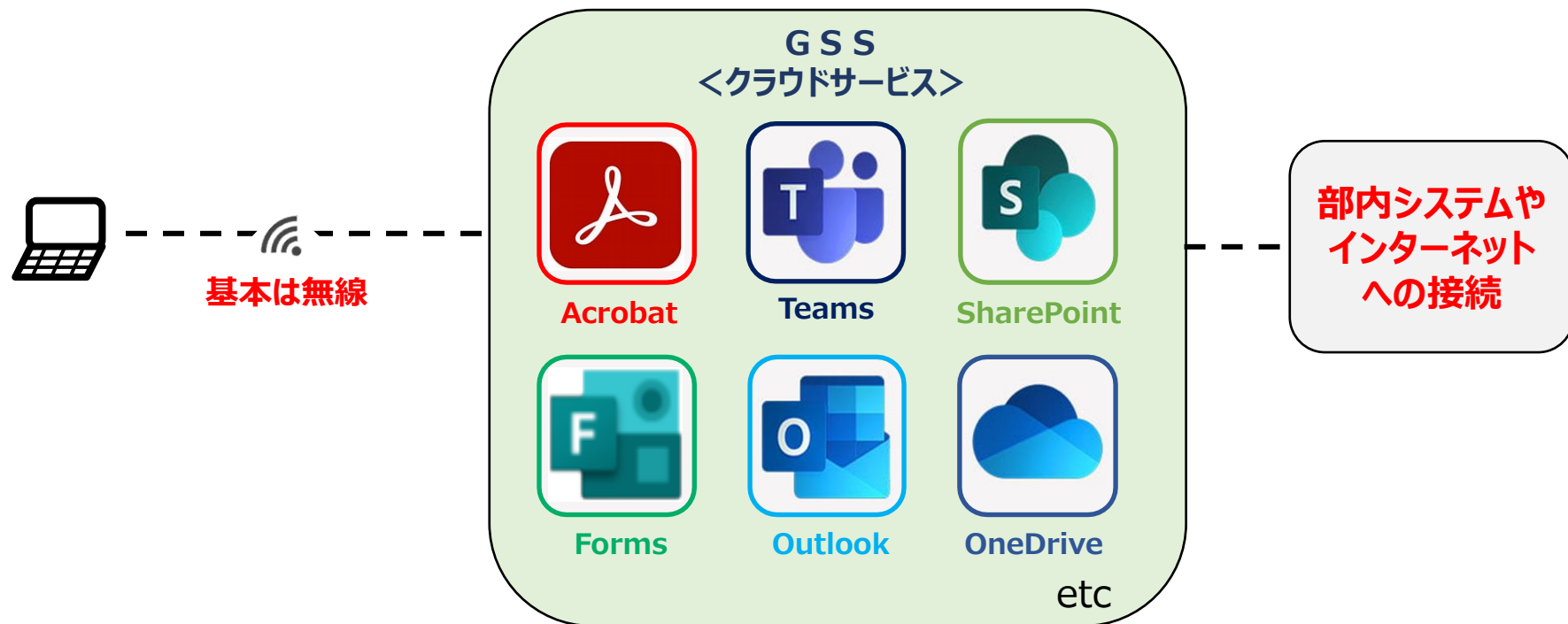
同意書は国税庁ホームページ（ホーム / 利用者別に調べる / 法人の方 / 大規模法人向けの情報を調べる / 調査等におけるオンラインツールの利用（試行）について）に掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。



国税庁
法人番号 7000012050002

(参考) G S S (ガバメントソリューションサービス) の概要

- G S S (ガバメントソリューションサービス) は、デジタル庁が提供する政府共通の標準的な業務実施環境 (業務用 P C やネットワーク環境) です。



GSS端末

全職員 1 人 1 台配備。調査等において携行する予定です。

※全職員への配備完了は令和 8 年 6 月末となる見込み。

Microsoft365の導入

Outlook

全職員にMicrosoft365アカウントが配備され、**外部の方とメールが可能**な Outlook など、さまざまな**Officeソフトが利用可能**になります。

Teams

Teamsでは、部内職員のほか、**外部の方ともWeb会議が可能**になります。

Forms

Formsでは、収集したデータを自動的に集計することができます。オンラインツールの利用に関する同意事項等の登録に活用します。